

財政健全化法に基づく健全化判断比率等について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定により、各会計の決算に基づき4つの健全化判断比率を算定し、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、市民の皆さんに公表することになっております。

この法律は、地方自治体の財政の健全性について公表制度を設け、比率に応じて財政の早期健全化及び財政再生等に必要な行財政改革を進めることにより、健全な財政運営とすることを目的としています。

健全化判断比率は、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4つの指標からなり、「健全」「早期健全化」「財政再生」の3段階（④将来負担率は財政再生段階なし）に区分されます。

⑤資金不足比率は、公営企業に属するすべての会計ごとに算定するもので、「健全」「経営健全化」の2段階に区分されます。

鹿角市の令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、次のとおり、いずれも基準以下となり、全て「健全」段階となりました。

1. 令和3年度決算に基づく健全化判断比率

指標	比率	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	①実質赤字比率	—	13.12%
	②連結実質赤字比率	—	18.12%
	③実質公債費比率	8.4%	25.0%
	④将来負担比率	38.7%	350.0%

※実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、該当なしと表現され「—」と表示します。

2. 令和3年度決算に基づく資金不足比率

指標	会計名	比率	経営健全化基準
資金不足比率	鹿角市上水道事業会計	—	20.0%
	鹿角市下水道事業会計	—	

※資金不足額がない場合は、該当なしと表現され「—」と表示します。

3. 参考資料

- 1) 令和3年度決算に基づく鹿角市の健全化判断比率について（PDF形式）
- 2) 令和3年度決算に基づく鹿角市の資金不足比率について（PDF形式）
- 3) 総務省HP（地方公共団体財政健全化法関係資料）

<https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/index.html>

問い合わせ先

財政課財政班 Tel 0186-30-0209（直通）